

## 未熟児養育医療給付自己負担金の納付に関する誓約書

未熟児養育医療の給付（母子保健法第20条）を受けるため、指定養育医療機関（医療機関名：\_\_\_\_\_）に入院する患者（乳児名：\_\_\_\_\_）の治療によって発生する、未熟児養育医療給付自己負担金については、申請者が責任を持って納付します。

なお、万一納付を怠った場合は、**地方税の滞納処分の例により、財産の差押等を執行されても異議ありません。**

申請者（扶養義務者）

住 所 岸和田市

氏 名 \_\_\_\_\_

乳児との続柄 父・母・（ ）

電話番号 \_\_\_\_\_

勤 務 先

名 称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

岸和田市長 様